

# HEMSデータ利用サービス市場における データ取扱マニュアル(概要)

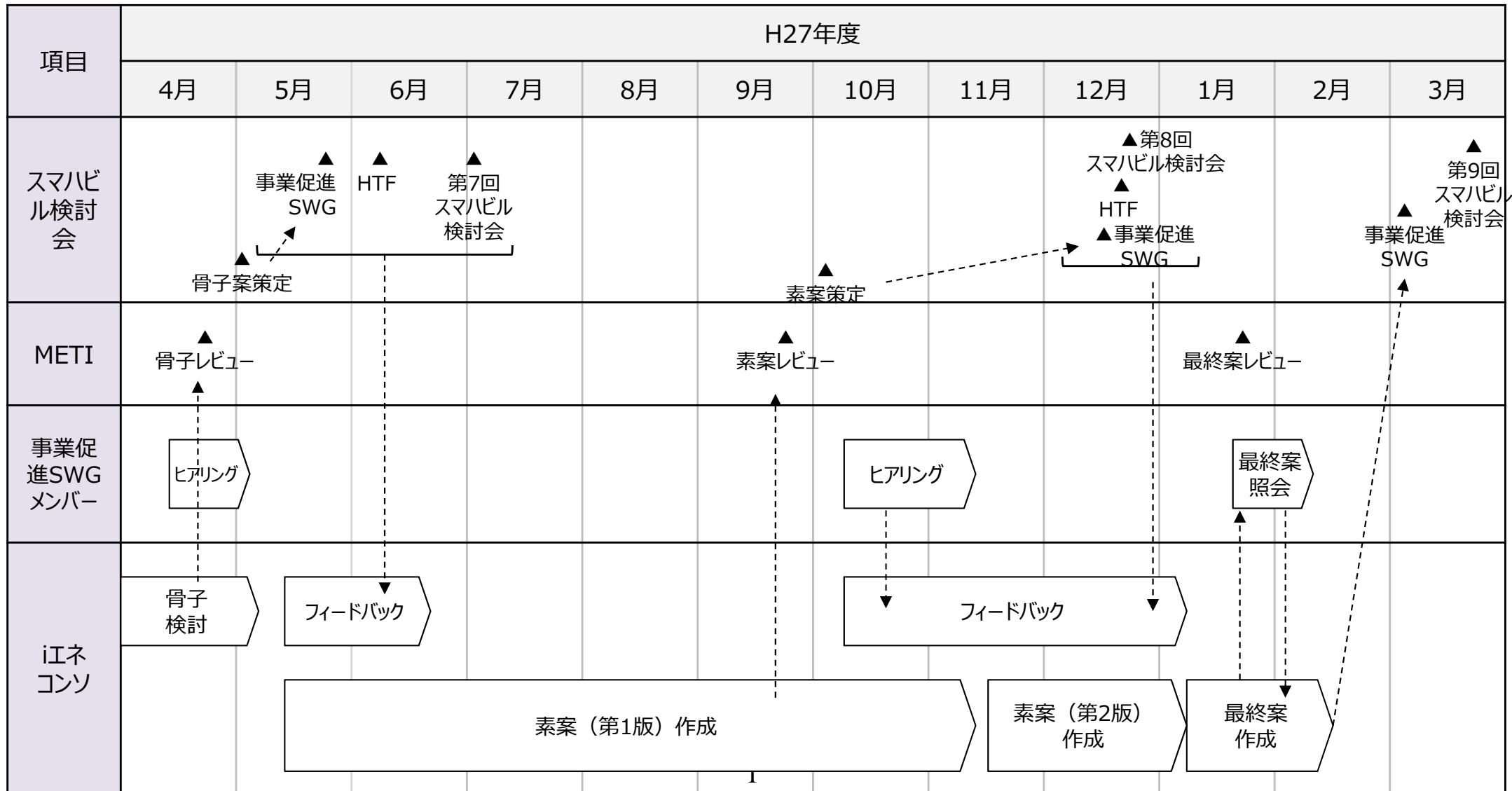
[第1.0版]

平成28年3月30日

スマートハウス・ビル標準・事業促進検討会

## これまでの検討経緯

- 第5回スマートハウス・ビル標準・事業促進検討会（平成26年5月）で策定された「HEMSデータ利用サービス市場におけるデータ取扱マニュアルα版」について、大規模HEMS情報基盤整備事業を通じてiエネコンソーシアム（事業の受託者）が改訂案を検討。
- 本改訂案は、第9回スマートハウス・ビル標準・事業促進検討会（平成28年3月）において了承されたもの。



# 構成

HEMSデータ利用サービス市場におけるデータ取扱マニュアルの構成は下記の通り。

大項目	中項目	小項目	記述内容
1.背景			検討経緯等
2.目的			目的、適用範囲、用語の定義
3.HEMSサービスにおける基本的な考え方	(1)HEMSデータの考え方	①HEMSサービスで生成される情報の類型	HEMSデータの一般的な分類 顧客情報、加工情報等のHEMSの取扱情報の定義
		②HEMSサービスで扱う情報の分類と取扱方針	データ分類ごとの基本的な取扱方法を記載
		③(参考)匿名加工情報	匿名加工情報の概要、加工情報について記載
	(2)HEMSサービス提供時における留意事項	①事業構造の整理	HEMSサービスを提供する体制を整理
		②情報管理規則類の整備	情報管理規則類の位置付け等を整理
	(3)利用者との関係性構築	①利用者との信頼関係の構築	HEMSサービス導入時の配慮 など
		②同意取得方法について	通知方法や同意取得フローの考え方 など
	(4)HEMSデータを用いたビジネスモデル	①ビジネスユースケース	HEMSデータを用いたビジネスユースケースを紹介 各ユースケースの情報やサービスの流れを整理
②ビジネスユースケースの比較		ビジネスユースケースを比較し、差異を明確化	
4. アグリゲータ及びサービスの取るべき対応	(1)アグリゲータ	① ユースケース①における対応	通知・公表と同意のタイミング 事業者が情報を取り扱う際の注意点、委託先との契約 事故発生時の責任分界 など
		② ユースケース②における対応	同上
		③ ユースケース③における対応	同上
	(2)サービス	同上	同上
5.国際的な動向	(1)英国	①スマートメーターのデータ利活用	データ利活用の仕組み・フロー、同意取得の有無など
	(2)米国	①データ取扱いにおける同意の取得要否	電力利用データ提供における目的、同意の必要性など
		②データ提供方法、取扱い	データ利活方法、データ集約方法など
(3)各国まとめ	①第三者へのデータ提供の同意取得の必要性	各国のデータ取扱いの考えを整理	

## 2.目的

### ■ 概要

- 本マニュアルの目的、適用範囲等を定義。

目次	記載内容
2.1 目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>本マニュアルを踏まえ、HEMSデータを利用したサービスの展開が積極的に行われることを目的とする</li> <li>各事業者がHEMSデータを利活用したサービスを行う際に、HEMSデータの取扱を適切に行い、消費者との信頼関係を構築するための方法をまとめ記載</li> </ul>
2.2 対象	<p>マニュアルの対象は、HEMSデータの収集・管理、HEMSデータを利用したサービスの提供を行う事業とする。</p> <p>The diagram illustrates the target scope of the manual. It shows a flow from 'Service Users' (サービス利用者) at the bottom to 'Aggregators' (アグリゲータ) in the center, and then to 'Service Providers' (サービス提供) and 'Service Users' (サービス利用者) on the right. The Aggregators section includes 'HEMS Data Management Function' (HEMSデータ管理機能) and 'HEMS Data Collection Function' (HEMSデータ収集機能). The Service Providers section includes 'Third-party Provision' (第三者提供) and 'Service Provision' (サービス提供). The Service Users on the right include 'Service Users' (サービス利用者) and 'Companies' (企業).</p>
2.3 適用範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>本マニュアルは、プライバシー上のHEMSデータの取扱い方法について言及。</li> <li>HEMSデータ取扱は、既存の法律（個人情報保護法）やガイドライン（個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン）等に準拠。 → 現行法を基に作成しているため、今後の法改正等を踏まえて随時改訂を行うことが必要</li> </ul>

## 3.1 HEMSデータの考え方

- 概要
- HEMSサービスで利用する情報を整理し、HEMSサービスを提供するにあたっての基本的な取扱い方法を策定
- 個人情報保護法の定義に基づき、個人情報に該当する情報と個人情報には当たらない情報に分類し、基本的な取扱い方針と考え方を整理
- なお、HEMSサービスで生成される情報の1つである匿名加工情報は、改正法で導入された概念であり、その匿名化処理手法や取扱いについては、今後詳細な議論がなされていくため、参考情報としての記載に留める

### HEMSサービスで生成される情報の類型

情報分類	項目	内容	主な目的・用途
HEMSデータ	機器ID	HEMS機器の属性情報	HEMS機器を識別する
	設置情報	HEMS機器の設置状況に関する情報	HEMS機器の設置及び稼働状況を把握する
	動作情報	HEMS機器によって収集された家電や住宅設備等の動作に関する情報	家庭内の家電や住宅設備等の機器の稼働状況を把握する
	積算電力量測定値	測定された電力量の積算値	HEMS機器によって測定された電力量の積算値を把握する
加工情報	統計情報	電力量やHEMSサービス利用状況等の利用者の個人及び世帯に関する情報を統計的に処理した情報	HEMSデータを利用者全体、世代・性別等の粒度の粗いセグメントに基づく集合の値として把握し、電力量、電気料金、生活パターン等を統計的に処理する
	匿名加工情報	アグリゲータによって加工処理されたHEMSデータや顧客情報	HEMSデータを一定時間間隔の予め決められた頻度で集約し、電気料金、生活パターン等の情報を一定の集合単位で把握・推定する等、一定の基準（3.1.3で後述）に基づき、特定の個人を識別しないよう情報を加工する
	推定情報	アグリゲータの解析によって推定されたHEMSデータ	HEMSデータを解析し、電気料金や生活パターン等の情報を推定する（例：在／不在情報、生活パターンの推定、等）
顧客情報	HEMSサービス利用者への連絡等の到達に必要な情報	氏名、住所、電話番号、メールアドレス 等	HEMSサービスの運用に際して必要な連絡・通知・契約行為等に用いる
	HEMSサービス利用者の世帯動向の分析に必要な情報	居住地域、世帯情報（家族構成、住宅種別取得種別、間取り・部屋割り） 等	電力量の世帯ごとの可視化や比較等、情報の分析に用いる
	HEMSサービス利用者の詳細な分析に必要な情報	居住地域、性別、職業、所得、趣味 等	電力量の利用者ごとの可視化や比較等、情報の分析に用いる

### 3.1 HEMSサービスで取り扱う情報に関する整理 ～情報の分類～

- HEMSサービスで取扱う情報の分類は、アグリゲータ/サービスのアクター別によって異なる
- 情報を取り扱うアクター毎にあわせてHEMSサービスで取り扱う情報を分類。

情報の分類 アクター	個人情報	個人情報を削除した情報※	(参考：匿名加工情報)
アグリゲータ	<ul style="list-style-type: none"> <li>• HEMSサービス利用者への連絡等の到達に必要な情報</li> <li>• HEMSデータのうち、利用者への連絡等の到達に必要な情報と容易に照合可能な情報</li> <li>• 推定情報のうち、利用者への連絡等の到達に必要な情報と容易に照合可能な情報</li> </ul>		
サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>• アグリゲータから提供された顧客情報のうち、利用者への連絡等の到達に必要な情報</li> <li>• アグリゲータから提供された顧客情報のうち、利用者への連絡等の到達に必要な情報と容易に照合可能な情報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• アグリゲータが個人情報を削除した上で、サービスに第三者提供、もしくは委託した顧客情報、HEMSデータ、推定された情報等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• アグリゲータが識別情報を削除し、匿名加工した顧客情報やHEMSデータ、推定された情報等で、サービスに提供されたもの</li> </ul>

※ 外形的には個人情報ではないが、アグリゲータは対応表を保有しており元データと紐付け可能であるが、サービスは対応表を保有しておらず、紐付が不可能な情報。

## 3.1 HEMSサービスで取り扱う情報に関する整理 ～情報の取扱～

情報を取り扱うアクター毎にあわせてHEMSサービスで取扱う情報の取扱について、以下のように整理。

情報の分類 アクター	個人情報	個人情報を削除した情報 (※1)	(参考：匿名加工情報)
アグリゲータ	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報取得の際に、利用目的の又は明示を行う必要がある。また利用者から情報を取得し、利用することの同意を取得するべきである(※2)</li> <li>個人を特定できる情報を格納したデータベースをアグリゲータが保有し、HEMSデータと容易に照合が可能な状態で取り扱う状態の情報も、取得の際に利用目的の通知・公表を行う必要がある。加えて利用者から上記の情報を取得し、利用することの同意を取得するべきである</li> <li>第三者提供を実施する場合は、第三者提供することの同意の取得が当該情報の主体となる利用者に対して必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>サービスへ提供するにあたり、利用者からサービスに提供することの同意の取得があらかじめ必要。</li> </ul>	
サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>アグリゲータから第三者提供された個人情報は、サービスが従来から保有する個人情報と同様に、個人情報としての取扱が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該情報の取扱において、情報の主体となる利用者から同意を得る義務はない(※3)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該情報の取扱において、情報の主体となる利用者から同意を得る義務はない(※3)。</li> </ul>

※1 外形的には個人情報ではないが、アグリゲータは対応表を保有しており元データと紐付け可能であるが、サービスは対応表を保有しておらず、紐付が不可能な情報。

※2 個人情報保護法上、情報取得の際には、利用目的の通知もしくは公表を行う必要がある。ただし、本人から直接書面（Webサイト上での入力等を含む）によって取得する場合は、明示が必要である。しかし利用者との信頼性構築や事業者のリスク回避等のためには、上記に加えて情報取得についても同意を得ておくべきである。

※3 当該情報に個人情報が含まれていない場合でも、利用者への配慮として、利用者から問い合わせがあった場合に提供形態や情報の詳細の通知を事業者の判断で実施することは可能。

### 3.1.3 HEMSサービスで取り扱う情報に関する整理 ～(参考)匿名加工情報～

匿名加工方法として以下を想定。(※匿名加工情報は個人情報保護法改正で導入された概念であり、その匿名化処理手法や取扱いについては、今後詳細な議論がなされていくため、参考情報としての記載に留める)

見える化サービスでの利用

情報分類	対象情報	加工方法
識別子	契約者ID	<ul style="list-style-type: none"> <li>仮ID (匿名加工情報に対する識別子) に変換 (不可逆なものとする)</li> <li>例: 秘密の文字列 (アグリゲータのみが保有) でパディングしてハッシュをとる (秘密の文字列を持たないものには連結不可能にする)。秘密の文字列は24ヶ月毎にランダム生成</li> </ul>
	氏名、電話番号、メールアドレス	<ul style="list-style-type: none"> <li>削除</li> </ul>
属性	住所	<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県、市区町村以外を削除</li> </ul>
	職業	<ul style="list-style-type: none"> <li>削除 (見える化サービスでは必要性が薄いため)</li> </ul>
	家電情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>削除 (見える化サービスでは必要性が薄いため)</li> </ul>
	家族の人数	<ul style="list-style-type: none"> <li>1、2、3、4人以上 (4区分)</li> </ul>
	家族構成	<ul style="list-style-type: none"> <li>独居、夫婦のみ、親子、その他 (4区分)</li> </ul>
	竣工年	<ul style="list-style-type: none"> <li>5年未満、5年以上10年未満、10年以上20年未満、20年以上30年未満、30年以上 (5区分)</li> </ul>
	延床面積	<ul style="list-style-type: none"> <li>20㎡未満、20㎡以上40㎡未満、40㎡以上80㎡未満、80㎡以上 (4区分)</li> </ul>
	構造、住居形態、住居区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>加工無し</li> </ul>
履歴		<ul style="list-style-type: none"> <li>履歴情報については、下記の通り利用期限や特異値について配慮した上で利用。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 利用期限を、著しく個人識別性が上昇しない範囲で設定。(例: 過去24ヶ月)</li> <li>➢ 更に、特異値がある等の個人識別性が上昇する可能性があるデータについては、加工等により個人識別性を低減させることを考慮。</li> </ul> </li> </ul>

マーケティングでの利用

情報分類	対象情報	加工方法
識別子	契約者ID	<ul style="list-style-type: none"> <li>仮ID (匿名加工情報に対する識別子) に変換 (不可逆なものとする)</li> <li>例: 秘密の文字列 (アグリゲータのみが保有) でパディングしてハッシュをとる (秘密の文字列を持たないものには連結不可能にする)。秘密の文字列は12ヶ月毎にランダム生成</li> </ul>
	氏名、電話番号、メールアドレス	<ul style="list-style-type: none"> <li>削除</li> </ul>
属性	住所	<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県、市区町村以外を削除 (※)</li> </ul>
	職業	<ul style="list-style-type: none"> <li>削除 (マーケティングでは必要性が薄いため)</li> </ul>
	家電情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>推定購入年月を削除</li> <li>利用している家電情報は残す</li> </ul>
	家族の人数	<ul style="list-style-type: none"> <li>1、2、3、4人以上 (4区分)</li> </ul>
	家族構成	<ul style="list-style-type: none"> <li>独居、夫婦のみ、親子、その他 (4区分)</li> </ul>
	竣工年	<ul style="list-style-type: none"> <li>5年未満、5年以上10年未満、10年以上20年未満、20年以上30年未満、30年以上 (5区分)</li> </ul>
	延床面積	<ul style="list-style-type: none"> <li>20㎡未満、20㎡以上40㎡未満、40㎡以上80㎡未満、80㎡以上 (4区分)</li> </ul>
	構造、住居区分、住居形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>加工無し</li> </ul>
履歴		<ul style="list-style-type: none"> <li>履歴情報については、下記の通り利用期限や特異値について配慮した上で利用。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 利用期限を、著しく個人識別性が上昇しない範囲で設定。(例: 過去12ヶ月)</li> <li>➢ 更に、特異値がある等の個人識別性が上昇する可能性があるデータについては、加工等により個人識別性を低減させることを考慮。</li> </ul> </li> </ul>

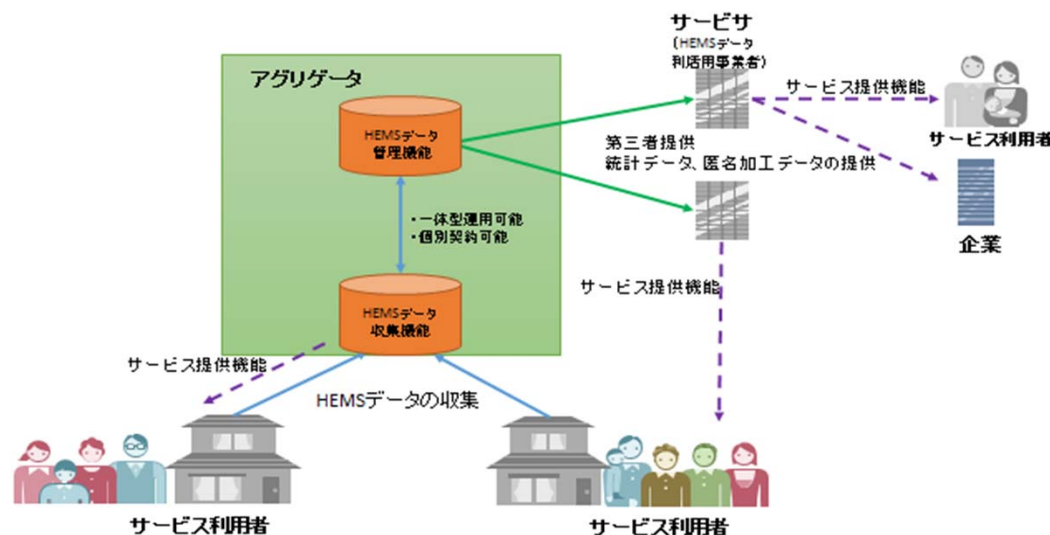
- HEMS普及率が著しく高くなく、外部からHEMS設置状況が判別できない仮定を置くことができる際には、適切なサンプル抽出 (ランダムサンプリング等) がなされていると見なして個人識別性を確認する
- さらに曖昧化を行うことなど、個人識別性の低減に寄与する妥当な加工処理をする。



## 3.2 HEMSサービス提供時における留意事項

### ■ 概要

- HEMSデータ収集からHEMSサービス提供における役割・機能（事業構造）を整理
- HEMSデータ利活用サービスを展開するに当たって、事業者における情報管理規則類の考え方を記述



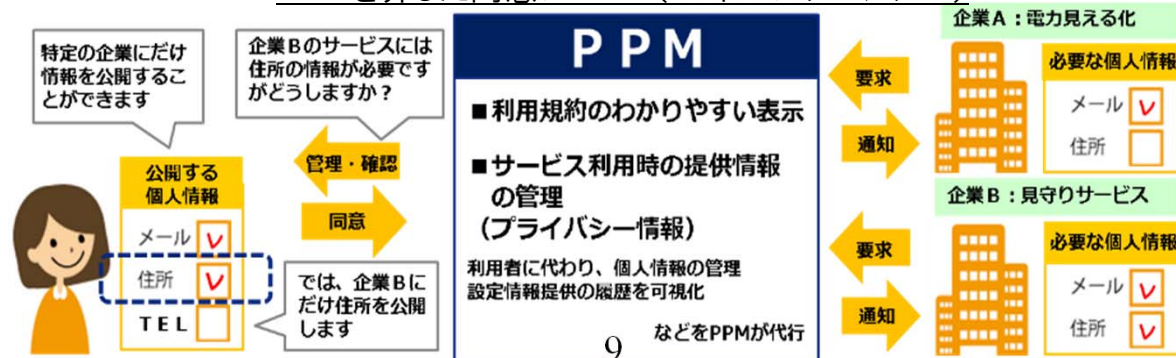
アクター	機能	内容
アグリゲータ	HEMSデータ収集機能	消費者と直接契約を結んで消費者の家庭にHEMS機器を設置し、HEMSデータを収集する機能。
	HEMSデータ管理機能	HEMSデータ収集機能によって収集したHEMSデータについて、管理する機能。 またサービスに対して、データを提供する機能も保有する。
サービス	サービス提供機能	HEMSデータの提供を受けて、消費者に対してサービスを提供する機能。

### 3.3 利用者との関係性構築

- 概要
  - HEMSデータ利活用サービスの事業構造を整理し、HEMSデータ利活用サービスを展開するに当たって、事業者における情報管理規則類の考え方を記述
  - HEMSサービス提供における同意取得方法や利用者との関係構築において望まれる事業者行動について言及

項目	記載内容
利用者との信頼関係の構築	HEMSサービス導入プロセスへの配慮 - できる限り分かりやすい方法で、多くの利用者が理解しうる一般的な商慣習に沿った形での契約行為や事業遂行を原則とすることが望ましい - 利用者がHEMSサービス申込みから開始までの業務プロセスを定義し、各プロセスにおいて必要な契約行為を適切に実施すること（※詳細な通知と同意フローは4章に記載）
同意取得方法について	通知方法の明確化 - 統一された用語と可能な限り平易な文章による利用規約、プライバシーポリシーの分かり易さ
	HEMSサービス増加時の同意取得方法と利用者による管理 - サービスに提供した自らの情報の管理できる仕組みの確立 - HEMSサービスの増加に伴い同意手続き等の煩雑になるため、各サービスが提供する機能や条件の一覧的表示や各サービスの契約内容を一覧管理できるような包括的な管理システムの導入が望ましい → プライバシーポリシーマネージャー:PPMの活用を想定（Green Buttonと同様の機能を提供するもの）

PPMを介した同意プロセス(iエネ コンソーシアム)



## 3.4 HEMSデータを用いたビジネスユースケース

- 概要
  - HEMSサービスにおけるアクターを設定し、HEMSサービスにおける基本的なビジネスユースケースを3つのモデル定義
  - 各ユースケースの特徴を、利用者との契約主体、サービス提供主体、データ提供手法（第三者提供など）、責任範囲の観点から整理

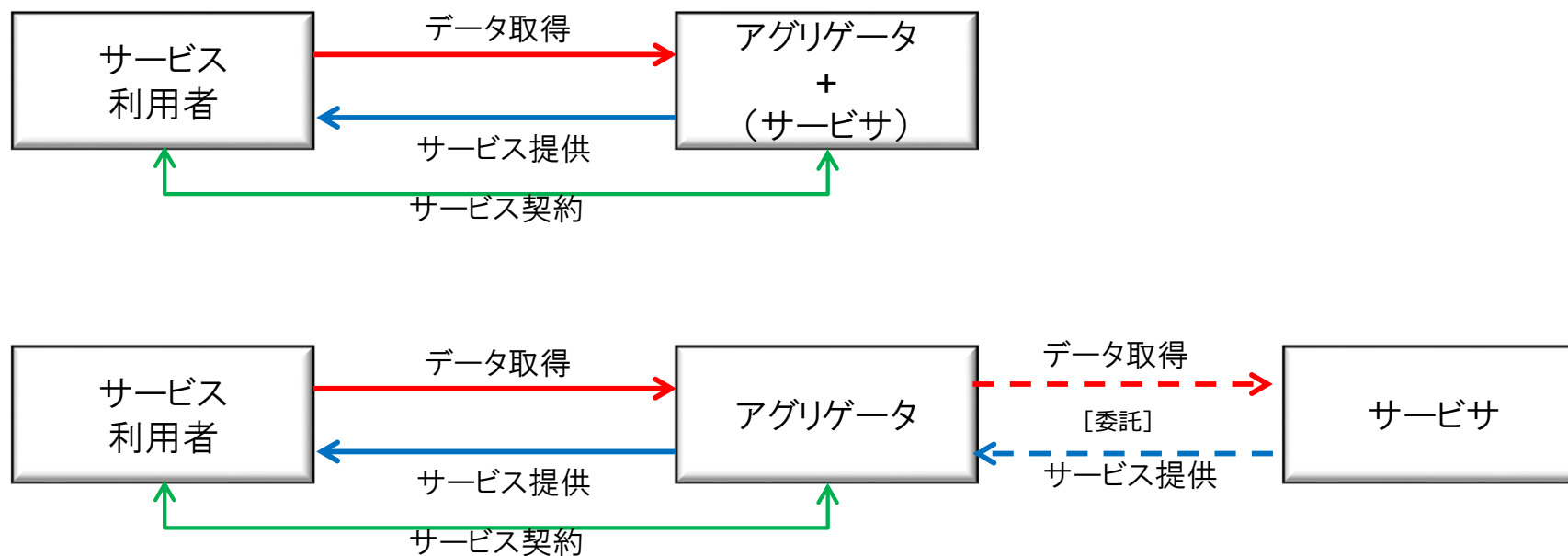
### アクターの整理

アクター	役割内容
サービス利用者	HEMSデータを提供し、HEMSデータを活用したサービスを享受する。
アグリゲータ	消費者からHEMSデータを収集し、HEMSデータの管理・加工を行う。サービスにHEMSデータを提供する。アグリゲータ内でHEMSデータを活用してサービスを提供する場合がある。HEMSデータ収集機能と、HEMSデータの集約・管理機能を分けて記載。 ※本実証事業においては、情報管理事業者とHEMS管理事業者が該当
サービス	アグリゲータから提供されたHEMSデータを用いて、HEMSデータ活用サービスを消費者に提供する。 ※本実証事業においては、HEMSデータ活用事業者が該当

### 3. 4.1 HEMSデータを用いたビジネスユースケース～ユースケースの分類

- HEMSデータを用いたビジネスモデルをデータとサービスの流れに基づき、3つのユースケースに分類
  - ユースケース①はアグリゲータがサービスについてサービサに委託しているモデルを含む（サービス提供はアグリゲータ名義で実施）

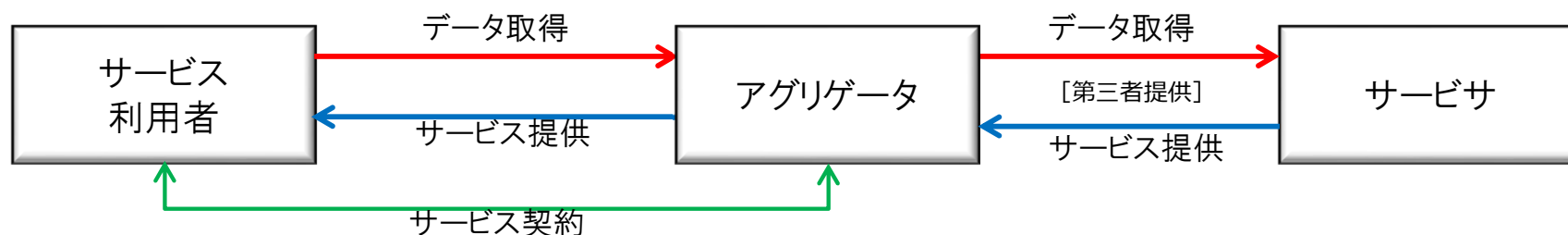
ユースケース①：（アグリゲータがサービス提供主体の場合）



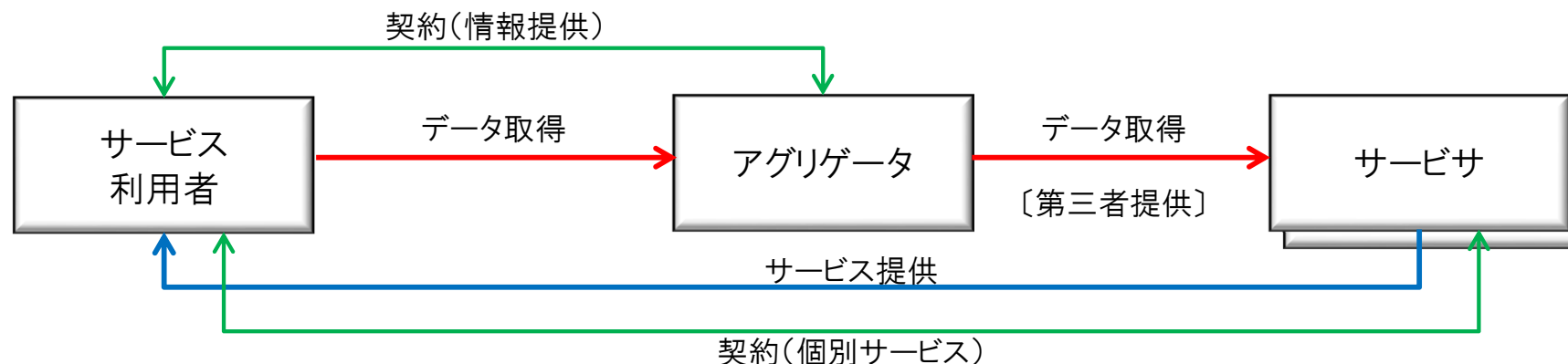
### 3.4.1 HEMSデータを用いたビジネスユースケース～ユースケースの分類

- HEMSデータを用いたビジネスモデルをデータとサービスの流れに基づき、3つのユースケースに分類
  - ユースケース②はアグリゲータがサービスに対して第三者提供でデータを提供し、かつ、サービス自体はアグリゲータの名義で提供されているモデル
  - ユースケース③はアグリゲータがサービスに対して第三者提供でデータを提供し、かつ、サービスはサービスとの契約で提供されているモデル
  - 全てのユースケースについて、HEMSデータ利活用サービスを楽しむ消費者には、データ提供者以外の消費者にも提供することが想定される

ユースケース②:(アグリゲータがサービス提供主体の場合。第三者提供を伴う)



ユースケース③:(サービスがサービス提供主体の場合)



## 3.4.2 HEMSデータを用いたビジネスユースケース～ユースケースの比較

### ■ 各ユースケース①～③を契約主体及び責任分界の観点から整理

- 委託と第三者提供は、個人情報保護法の定義が異なるため、責任範囲やサービス提供主体などに相違点が生じる。

	ユースケース①	ユースケース②	ユースケース③
利用者との契約	アグリゲータが実施	アグリゲータが実施	アグリゲータとサービスがそれぞれ実施
利用者へのサービス提供主体	アグリゲータ	アグリゲータ	サービス
サービスへのデータ提供	なし/委託	第三者提供	第三者提供
サービス起因で個人情報漏洩事故が発生した場合の責任	アグリゲータ (両者間での契約条項の定めにしたがって内部処理)	サービス (アグリゲータに提供元責任が及ぶ可能性がある) (利用者との一次対応はアグリゲータ)	サービス (アグリゲータに提供元責任が及ぶ可能性がある)
アグリゲータ起因で個人情報漏洩事故が発生した場合の責任	アグリゲータ	アグリゲータ	アグリゲータ

## 4. アグリゲータ及びサービスの取るべき対応

### ■ 記載方針

- 各アクター別に、ユースケース毎の個人情報およびHEMSデータの取扱いについて記載（留意事項を分かり易く可視化）
- 同意フローや責任分界などの5つの項目に着目して、取るべき対応を整理

項目		記載方針
1	利用者への通知・公表又は明示と同意	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 利用者との間における同意を得るべき事項を整理</li> <li>- フローを踏まえた具体的な通知・公表と同意のタイミングを記載</li> <li>- サービス追加時における再同意の必要性を整理</li> </ul>
2	ひな形	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 事業者と利用者との間で個人情報の取得・利用について、同意を得る際のひな形を提示（個人情報等の取扱いについて記載）</li> <li>- ひな形は、利用者から直接同意を取得しなければならない事業者のみ利用</li> </ul>
3	事業者が情報を取扱う際の注意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 個人情報、推定情報、匿名加工情報などの情報に対する取扱い方針を記載</li> <li>- 個人を識別できないように処理したデータ（サービス限定）についても言及</li> </ul>
4	委託先/第三者提供先との契約（アグリゲータ限定）	<ul style="list-style-type: none"> <li>- アグリゲータが取得した顧客情報やHEMSデータ、加工情報をサービスに委託/第三者提供する場合の留意点を整理</li> <li>- 個人情報を含む場合と個人情報を含まないが匿名加工情報を含む場合に分けて記載</li> </ul>
5	事故発生時の責任分界	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 個人情報が漏えいした場合のアグリゲータとサービスの責任分界を整理</li> <li>- 責任主体と事故発生時における留意点を整理</li> </ul>

## 4.1 アグリゲータの取るべき対応

### ■ ユースケース①（アグリゲータがサービス提供主体の場合）

- 個人情報保護法上、アグリゲータで保有する情報は原則、個人情報として適切に取り扱う必要がある。
- サービス提供に置いて、当初設定した利用目的の範囲内、もしくは利用目的と関連を有するサービスを追加する場合であれば、再同意を取得する必要はない。しかし、関連性を有さない場合は、利用目的変更の同意取得が必要である。
- 委託されたサービスの監督義務が発生（安全管理措置の確認）。

#### 業務プロセス毎の通知・公表・同意のタイミング(ユースケース①)

	通知もしくは公表又は明示	同意
①HEMS機器の設置 (顧客情報の収集)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 顧客情報、HEMSデータの利用目的の通知もしくは公表又は明示が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 顧客情報を取得し、利用することの同意を取得すべき</li> <li>• HEMSデータを取得し、利用することの同意を取得すべき</li> <li>• 加工情報の生成・利用することの同意取得が望ましい</li> </ul>
②電力量計測の開始		
③HEMSサービスの開始		
④サービスの追加 (関連性を有する)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 利用目的に新サービスを追加することの通知・公表が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 利用目的変更の同意取得不要なし</li> </ul>
④サービスの追加 (関連性を有さない)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 利用目的に新サービスを追加することの通知・公表が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 利用目的変更の同意取得が必要</li> </ul>



## 4.1 アグリゲータの取るべき対応

- ユースケース②（アグリゲータがサービス提供主体の場合。第三者提供を伴う）
- ユースケース③（サービサがサービス提供主体の場合）

- 個人情報保護法上、アグリゲータで保有する情報は原則、個人情報として適切に取り扱う必要がある。
- サービス提供に置いて、当初設定した利用目的の範囲内、もしくは利用目的と関連を有するサービスを追加する場合であれば、再同意を取得する必要はない。しかし、関連性を有さない場合は、利用目的変更の同意取得が必要である。

業務プロセス毎の通知・公表・同意のタイミング(ユースケース②)

業務プロセス毎の通知・公表・同意のタイミング(ユースケース③)

業務プロセス	通知もしくは公表又は明示	同意
①HEMS機器の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 顧客情報、HEMSデータの利用目的の通知もしくは公表又は明示が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 顧客情報を取得し、利用することの同意を取得すべき</li> <li>• HEMSデータを利用することの同意を取得すべき</li> <li>• 加工情報を生成・利用への同意取得が望ましい</li> <li>• 顧客情報、HEMSデータ、加工情報の第三者提供の同意が必要</li> </ul>
②電力量計測の開始		
③HEMSサービスの開始		
④サービスの追加（関連性あり）	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 利用目的に新サービスを追加すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 利用目的変更の同意取得必要なし</li> </ul>
④サービスの追加（関連性なし）	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 利用目的に新サービスを追加すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 利用目的変更の同意が必要</li> </ul>
⑤サービサの追加	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 第三者提供先に新規事業者を追加することが望ましい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ③で第三者提供の同意を得ていれば、改めて同意取得の必要はない</li> <li>• オプトアウト手段を用意することが望ましい</li> </ul>

業務プロセス	通知もしくは公表又は明示	同意
①HEMS機器の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 顧客情報、HEMSデータの利用目的の通知もしくは公表又は明示が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 顧客情報を取得し、利用することの同意を取得すべき</li> <li>• HEMSデータを取得し、利用することの同意を取得すべき</li> <li>• 加工情報を生成・利用への同意取得が望ましい</li> <li>• 顧客情報、HEMSデータ、加工情報の第三者提供の同意が必要</li> </ul>
②電力量計測の開始		
③HEMSサービスの開始		
④サービスの追加（関連性あり）	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 利用目的に新サービスを追加すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 利用目的変更の同意取得必要なし</li> </ul>
④サービスの追加（関連性なし）	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 利用目的に新サービスを追加すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 利用目的変更の同意取得が必要</li> </ul>
⑤サービサの追加	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 第三者提供先に新規事業者を追加することが望ましい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ③で第三者提供の同意を得ていれば、改めて同意取得の必要はない</li> <li>• オプトアウト手段を用意することが望ましい</li> </ul>

## 4.2 サービスの取るべき対応

- ユースケース①（アグリゲータがサービス提供主体の場合）
- ユースケース②（アグリゲータがサービス提供主体の場合。第三者提供を伴う）
  - アグリゲータからデータの委託・第三者提供を受け、サービスをアグリゲータに提供するため、利用者との接点は生じない。（アグリゲータ名義で利用者にサービスを提供）ただし受け取った情報の利用目的を通知もしくは公表する必要がある。
  - インシデント発生時の一次的な対応や責任は原則、アグリゲータが請け負う。インシデントの発生元に応じてサービスも責任を負うことがある。

### 事業者が情報を取扱う際の注意点

項目		ユースケース①	ユースケース②
1	個人情報を含む場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>• アグリゲータから委託を受けた個人情報について安全管理措置を遵守するように求められ、アグリゲータの監督下に置かれる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• アグリゲータから第三者提供を受けた顧客情報、HEMSデータ、加工情報のうち推定情報について、個人情報保護法上の「個人情報」として適切に取る扱う必要あり。</li> </ul>
2	アグリゲータ側で個人を識別できないように処理したデータの提供を受けた場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>• アグリゲータから特定の個人の識別が不可能になったデータの提供を受けた場合、サービスは当該情報を個人情報として取り扱う必要はない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• アグリゲータから特定の個人の識別が不可能になったデータの提供を受けた場合、サービスは当該情報を個人情報として取り扱う必要はない</li> </ul>
3	個人情報を含まないが、匿名加工情報を含む場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>• サービスは匿名加工情報を利活用することを宣言する必要あり。</li> <li>• サービスは提供された匿名加工情報の再識別化を行わないことが法律上求められる、当該データの分析や他のデータとの組合せによって、個人を特定する行為は行ってはならない。（※改正法）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• サービスは匿名加工情報を利活用することを宣言する必要あり。</li> <li>• サービスは提供された匿名加工情報の再識別化を行わないことが法律上求められる、当該データの分析や他のデータとの組合せによって、個人を特定する行為は行ってはならない。（※改正法）</li> </ul>

## 4.2 サービスの取るべき対応

### ■ ユースケース③（サービスがサービス提供主体の場合）

- アグリゲータからデータ提供を受け、サービスをサービス名義で提供。そのため、利用者との間でサービス提供に関する契約を締結する必要がある。
- サービス独自で情報を取得する場合は、取得する情報の内容と利用目的について同意を得る必要がある。
- サービス起因のインシデントは、原則サービスが責任を負う。

#### 事業者が情報を取扱う際の注意点

項目		記載概要
1	個人情報を含む場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>• アグリゲータから第三者提供を受けた顧客情報、HEMSデータ、加工情報のうち推定情報について、個人情報保護法上の「個人情報」として適切に取る扱う必要あり。</li> </ul>
2	アグリゲータ側で個人を識別できないように処理したデータの提供を受けた場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>• アグリゲータから特定の個人の識別が不可能になったデータの提供を受けた場合、サービスは当該情報を個人情報として取り扱う必要はない</li> </ul>
3	個人情報を含まないが、匿名加工情報を含む場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>• サービスは匿名加工情報を利活用することを宣言する必要あり。</li> <li>• サービスは提供された匿名加工情報の再識別化を行わないことが法律上求められる、当該データの分析や他のデータとの組合せによって、個人を特定する行為は行ってはならない。（※改正法）</li> </ul>

## 【参考情報】5.1 国際的な動向(英国)

### ■ 記載概要

- 英国では基本的には政府及び規制機関によって、スマートメーターで取得されたデータ流通の仕組みや規定を定めることを想定。
- データの利活用は、エネルギー・気候変動省（DECC）が策定したSmart Metering Implementation Programme（SMIP）に基づき検討。
- Ofgem（Office of Gas and Electricity Markets）が、スマートメーターによって取得されるデータの収集・管理・第三者提供を行うアグリゲータに、DCC（Data and Communication Company）というライセンスを交付。DCCから、電気・ガスの小売事業者や、第三者に対してデータの提供が行われ、各事業者によってデータが利活用される。

（DCCの機能を担う事業者は規制上、複数設置できるようにされているが、2016年2月時点では1社のみが選定）

- DECCは、DAPF（Data Access and Privacy Framework）を作成し、スマートメーターのデータに関するプライバシー保護について規定（現在レビュー段階）

データの利用主体	データの用途・目的	アクセス可能なデータ	データアクセスの条件
Supplier 電気・ガス小売事業者	課金等小売事業者のライセンスに基づく業務での利用	月単位以上の粒度のデータ	・条件なし
	マーケティング以外の目的での利用	日単位以上の粒度のデータ	・生活者による事後の利用制限（Opt-out）を可能とすること
	マーケティングの目的での利用	30分単位の粒度のデータ	・生活者の事前の同意（Opt-in）を得ること
Network operator 配電会社・ガス配給会社	規制業務の執行における目的での利用	全てのデータ	・生活者の事前の同意（Opt-in）を得ること
Third party メータリング社、メーカー、 その他サービス会社	全ての利用	匿名化されたデータ	・アクセスするデータの粒度や利用目的、データ取得の必要性、匿名化の方法等について記載したプライバシー保護の計画について事前にOfgemの承認を得ていること
		全てのデータ	・何らかの方法で顧客がデータの主体と合致していることを確認すること ・生活者の事前の同意（Opt-in）を得ること ・定期的に生活者に対し、データのアクセスについて通知すること

## 【参考情報】5.2 国際的な動向(米国)

### ■ データ取扱いに関する規程

- エネルギー省（Department of Energy: DOE）がPrivacy Voluntary Code of Conduct（VCC）にてデータの取扱いを規程
  - ▶ スマートメーターのデータ利活用について、各州のエネルギー規制機関にベストプラクティスを示すという目的で策定
- データ取扱いは、以下の2つの基準によって整理
  - ▶ サービスがアグリゲータのContracted Agent（※日本の委託モデル）であるかどうか
  - ▶ サービスのデータ利用目的が、Primary Purpose（一次目的）かSecondary Purpose（二次目的）か
- 民間事業は、VCCを基にした各州の規程に基づき、第三者提供方法を定める

#### 電力利用データの目的と同意の必要性(連邦政府)

	目的の定義
一次目的 Primary Purpose	顧客の属性が特定されるデータ（Account Data）や顧客を特定できない個別のエネルギー使用量の計測値（Customer Energy Usage Data）について、以下の利用を目的としている <ul style="list-style-type: none"> <li>● 顧客の選択したサービスの提供、サービスの維持・継続</li> <li>● 顧客の期待に反しない範囲での第三者とのデータ共有</li> </ul>
二次目的 Secondary Purpose	一次目的とは大きく異なった目的で提供されている、アグリゲータもしくはContracted Agentによって提供されているサービスで掲げられている目的

	Contracted Agent	第三者
一次目的 Primary Purpose	消費者の同意なしで提供可能	消費者の同意なしで提供可能
二次目的 Secondary Purpose	消費者の同意なしで提供可能	消費者の同意が必要

#### カリフォルニア州のPG&E社(例)

目的	定義	同意の必要性
一次目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保護対象情報を収集、保管、使用、開示する一次目的は、次に準ずる。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 電気やガスの供給や請求</li> <li>▶ 運用上必要なものの提供</li> <li>▶ 州法や連邦法の要求に基づき、サービスを提供</li> <li>▶ 電力会社、サービスプロバイダ、アグリゲータ等との契約に基づく、デマンドレスポンスや省エネプログラムの実施</li> </ul> </li> </ul>	消費者の同意なしで提供可能
二次目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 一次目的ではない目的</li> </ul>	消費者の同意が必要

## 【参考情報】5.2 国際的な動向(米国)

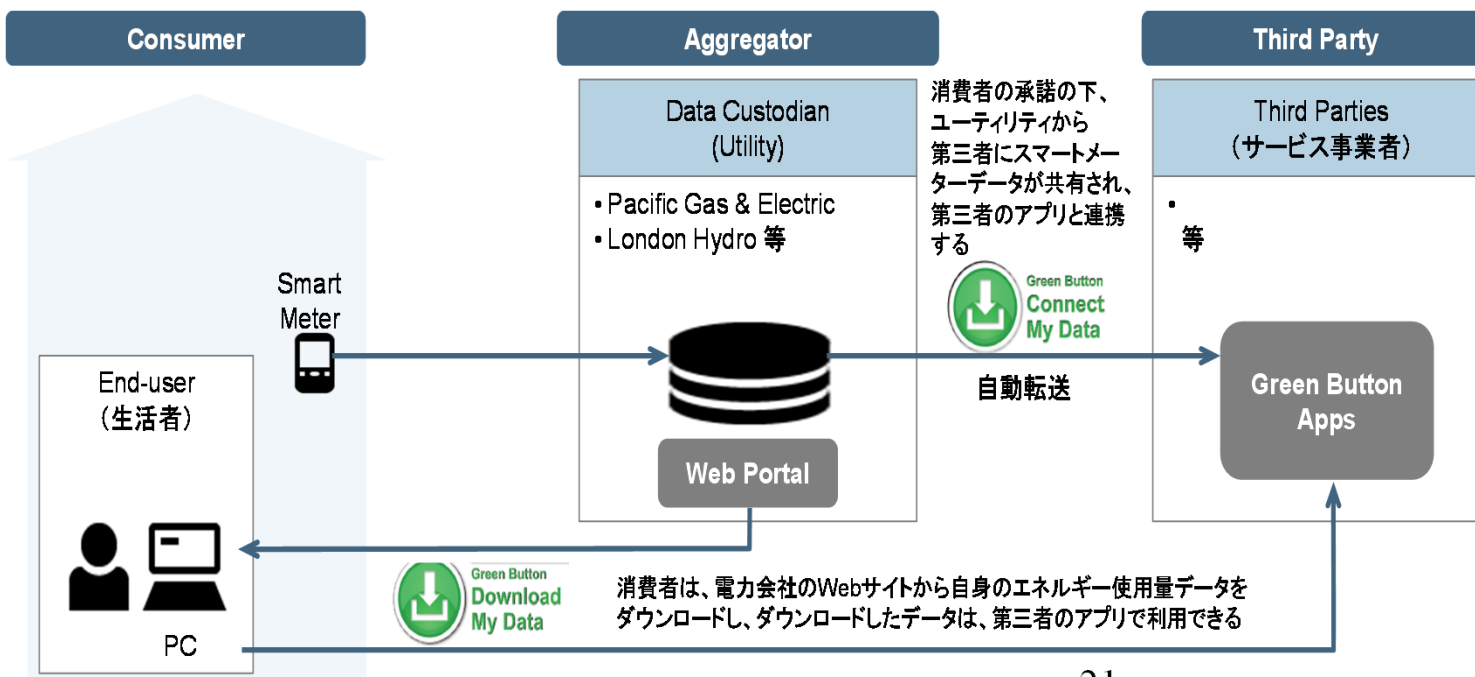
### ■ データ提供方法

- 電力データを二次目的で第三者に提供する際には、消費者の同意が必要となり、同意取得を行うためのプラットフォームの仕様・規格としてGreen Buttonが存在。データを提供することについて同意をすると、データがアグリゲータからサービスに流れる
  - Connect My Data  
利用者がアグリゲータの用意するWebポータルにアクセスして、サービスに同意した時点以降のデータを自動的に送る
  - Download My Data  
同意の時点までのデータをダウンロードして渡す

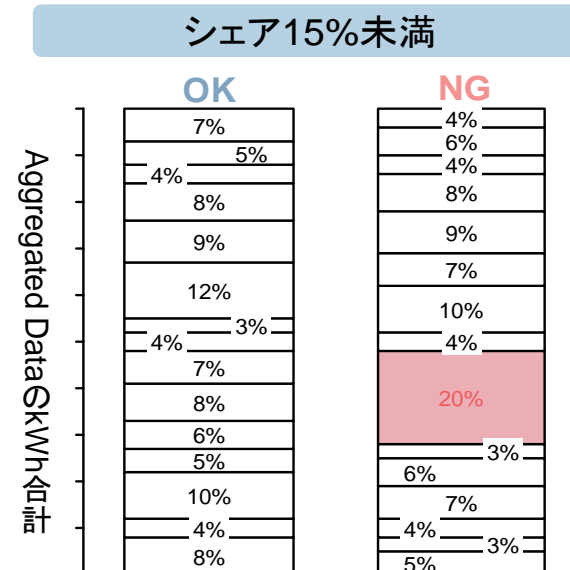
### ■ 集約したデータの取扱い

- 最低15件以上のエネルギーデータが含まれており、かつエネルギーデータ合計値に対して全てのデータがシェア15%未満である場合は、そのAggregated Dataのデータ開示についての利用者の同意取得は免除（15/15ルール）

Green Buttonのデータ利活用のフロー



15/15ルール概要



出所：各種公開情報よりNRI作成

## 【参考情報】5.3 国際的な動向(まとめ)

- 英国と米国（連邦政府、州）の行政機関によって、規程されているデータの取扱い方針を整理
- 第三者であるサービスへのデータ提供時の同意取得の有無を記載

第三者へのデータ提供時の同意取得必要性の有無に関する比較表

	米国			英国
	連邦政府	カリフォルニア州	コロラド州	
電力・ガスのサービス提供・料金請求に必要な情報	同意なしで可	同意なしで可	同意が必要	同意なしで可（※1） （月単位以上の粒度のみ） 同意が必要（※2）
その他の一次目的で利用する情報	同意なしで可	同意なしで可	同意が必要	Opt-Outで可（※3） （日単位の粒度） 同意が必要（※3） （30分単位の粒度） 同意が必要（※2） （全ての粒度）
二次目的で利用する情報	同意が必要	同意が必要	同意が必要	同意が必要（※2、4） （全ての粒度）

※1 電力・ガスの小売事業者を対象とする場合

※2 電力・ガスの小売事業者、配電会社・ガス配給会社以外の第三者を対象とする場合

※3 電力・ガスの小売事業者を対象とする場合で、マーケティング以外の目的での利用

※4 電力・ガスの小売事業者を対象とする場合で、マーケティング目的での利用